

慶弔規程

(根 拠)

第1条 本規定は、会則第5条の趣旨に則り、慶弔に関することを定める。

(適 用)

第2条 会員等が次の各号のいずれかに該当した場合、適用する。

- (1) 会員，生徒死亡のとき
- (2) 教職員の転任，退職のとき
- (3) 慶弔について本会が各種関係団体等より招待を受けたとき，または，出席すべきとき
- (4) 会員が火災及び水害等により被害があったとき
- (5) その他会長が必要と認めたとき

(基 準)

第3条 慶弔の金額は、原則として次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合，金10,000円及び弔電とする。
- (2) 前条第2号以下については，役員会に諮り決定する。

ただし，緊急を要する場合は，会長，事務長，会計が協議して決定し，後日役員会に報告する。

- (附 則)
- 1 この規程は，昭和57年4月29日から実施する。
 - 2 平成 11年 4月 28日 一部改定
 - 3 平成 17年 12月 19日 一部改定